

通所リハ重要事項説明書 ・ 介護予防通所リハ重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会 介護老人保健施設にんじん健康ひろば
通所リハビリテーション

◆ 利用者様の相談や苦情については、次の窓口で対応します。何でもおたずね下さい。

① サービス相談・苦情窓口	
担当者	リハビリ課長・副施設長
電話番号	042-329-2581
(受付時間 月～土曜日 9:00～17:00)	
② その他	
当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。	
国分寺市高齢福祉課	電話番号 042-321-1301
国立市介護保険係	電話番号 (代)042-576-2111
府中市高齢者支援課	電話番号 (代)042-364-4111
小平市介護福祉課	電話番号 (代)042-341-1211
小金井市介護福祉課	電話番号 (代)042-383-1111
東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課相談窓口担当	電話番号 03-6238-0177
「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員	
・山岡 義典(法政大学現代福祉学部教授)	電話番号 042-783-2830
・石井 正子(薬剤師)	電話番号 090-2662-3495

◆ ご利用料金のご案内

(1) 介護保険の利用料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

全額(円)	介護保険適応外利用料金(全額自己負担額)
1割(円)	介護保険適応時自己負担額(1割負担額)
2割(円)	介護保険適応時自己負担額(2割負担額)
3割(円)	介護保険適応時自己負担額(3割負担額)

注) 当事業所における地域区分単価は1単位＝ 10.83 円となります。

① 通所リハビリテーション

		サービス内容略称		合成 単位数	算定 単位	全額(円)			該当 ○
		内容				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 サ ー ビ ス	通常規模型通所リハビリテーション	要介護1	通所リハ I 211	369	1 回 に つ き	3,996			
			1時間以上2時間未満のサービス提供			400			
						800			
						1,199			
	要介護2	通所リハ I 212	398	1 回 に つ き	4,310				
		1時間以上2時間未満のサービス提供			431				
					862				
					1,293				

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	該当 ○	
		内 容			1割(円)		2割(円)
介 護 サ ー ビ ス	通常規模型通所リハビリテーション	通所リハ I 213	429	1 回 に つ き	4,646		
		1時間以上2時間未満のサービス提供			465		
					930		
					1,394		
		要介護3					
		通所リハ I 214	458		4,960		
		1時間以上2時間未満のサービス提供			496		
					992		
					1,488		
		要介護4					
		通所リハ I 215	491		5,317		
		1時間以上2時間未満のサービス提供			532		
					1,064		
					1,596		
		要介護5					
通所リハ I 221	383	4,147					
2時間以上3時間未満のサービス提供		415					
		830					
		1,245					
要介護1							
通所リハ I 222	439	4,754					
2時間以上3時間未満のサービス提供		476					
		951					
		1,427					
要介護2							
通所リハ I 223	498	5,393					
2時間以上3時間未満のサービス提供		540					
		1,079					
		1,618					
要介護3							
通所リハ I 224	555	6,010					
2時間以上3時間未満のサービス提供		601					
		1,202					
		1,803					
要介護4							
通所リハ I 225	612	6,627					
2時間以上3時間未満のサービス提供		663					
		1,326					
		1,989					
要介護5							
通所リハ I 231	486	5,263					
3時間以上4時間未満のサービス提供		527					
		1,053					
		1,579					
要介護1							
通所リハ I 232	565	6,118					
3時間以上4時間未満のサービス提供		612					
		1,224					
		1,836					
要介護2							
通所リハ I 233	643	6,963					
3時間以上4時間未満のサービス提供		697					
		1,393					
		2,089					
要介護3							
通所リハ I 234	743	8,046					
3時間以上4時間未満のサービス提供		805					
		1,610					
		2,414					
要介護4							
通所リハ I 235	842	9,118					
3時間以上4時間未満のサービス提供		912					
		1,824					
		2,736					

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	該当 ○	
		内 容			1割(円)		2割(円)
介護サービス	通常規模型通所リハビリテーション	要介護1	通所リハ I 241 4時間以上5時間未満のサービス提供	553	1 回 に つ き	5,988	
						599	
						1,198	
						1,797	
		要介護2	通所リハ I 242 4時間以上5時間未満のサービス提供	642		6,952	
						696	
						1,391	
						2,086	
		要介護3	通所リハ I 243 4時間以上5時間未満のサービス提供	730		7,905	
						791	
						1,581	
						2,372	
		要介護4	通所リハ I 244 4時間以上5時間未満のサービス提供	844		9,140	
						914	
						1,828	
						2,742	
		要介護5	通所リハ I 245 4時間以上5時間未満のサービス提供	957		10,364	
						1,037	
						2,073	
						3,110	
要介護1	通所リハ I 251 5時間以上6時間未満のサービス提供	622	6,736				
			674				
			1,348				
			2,021				
要介護2	通所リハ I 252 5時間以上6時間未満のサービス提供	738	7,992				
			800				
			1,599				
			2,398				
要介護3	通所リハ I 253 5時間以上6時間未満のサービス提供	852	9,227				
			923				
			1,846				
			2,769				
要介護4	通所リハ I 254 5時間以上6時間未満のサービス提供	987	10,689				
			1,069				
			2,138				
			3,207				
要介護5	通所リハ I 255 5時間以上6時間未満のサービス提供	1,120	12,129				
			1,213				
			2,426				
			3,639				
要介護1	通所リハ I 261 6時間以上7時間未満のサービス提供	715	7,743				
			775				
			1,549				
			2,323				
要介護2	通所リハ I 262 6時間以上7時間未満のサービス提供	850	9,205				
			921				
			1,841				
			2,762				
要介護3	通所リハ I 263 6時間以上7時間未満のサービス提供	981	10,624				
			1,063				
			2,125				
			3,188				

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	該当 ○	
		内 容			1割(円)		2割(円)
介護サービス	通常規模型通所リハビリテーション	要介護4	通所リハ I 264	1,137	1回につき	12,313	
			6時間以上7時間未満のサービス提供			1,232	
						2,463	
		要介護5	通所リハ I 265	1,290		13,970	
			6時間以上7時間未満のサービス提供			1,397	
						2,794	
		要介護1	通所リハ I 271	762		8,252	
	7時間以上8時間未満のサービス提供		826				
			1,651				
	要介護2	通所リハ I 272	903	9,779			
		7時間以上8時間未満のサービス提供		978			
				1,956			
	要介護3	通所リハ I 273	1,046	11,328			
		7時間以上8時間未満のサービス提供		1,133			
				2,266			
	要介護4	通所リハ I 274	1,215	13,158			
		7時間以上8時間未満のサービス提供		1,316			
				2,632			
	要介護5	通所リハ I 275	1,379	14,934			
		7時間以上8時間未満のサービス提供		1,494			
				2,987			
	感染症災害3%加算	通所リハ感染症災害3%加算	所定単位の3%				
	理学療法士等体制強化加算	通所リハ理学療法士等体制強化加算	30	1日につき	324		
		1時間以上2時間未満			33		
専従の理学療法士等を2名以上、常勤で配置		65					
リハビリテーション提供体制加算	通所リハ提供体制加算1	12	1回につき	129			
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定			13			
	理学療法士等の合計数が利用者25人に1人以上			26			
	3時間以上4時間未満のサービス提供	39					
	通所リハ提供体制加算2	16		173			
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定			18			
	理学療法士等の合計数が利用者25人に1人以上			35			
	4時間以上5時間未満のサービス提供	52					
	通所リハ提供体制加算3	20		216			
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定			22			
	理学療法士等の合計数が利用者25人に1人以上			44			
	5時間以上6時間未満のサービス提供	65					
通所リハ提供体制加算4	24	259					
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定		26					
理学療法士等の合計数が利用者25人に1人以上		52					
6時間以上7時間未満のサービス提供	78						

	サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)			該当 ○
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
	内 容						
介護 サ ー ビ ス	リハビリテーション 提供体制加算	通所リハ提供体制加算5	28	1 回 に つ き	303		
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定			31		
		理学療法士等の合計数が利用者25人に1人以上			61		
		7時間以上のサービス提供			91		
	入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40	1 日 に つ き	433		
		入浴サービスの実施			44		
					87		
					130		
		入浴介助加算(Ⅱ)	60		649		
		理学療法士等が利用者の居室を訪問し、浴室における動作・環境を評価 理学療法士等が医師との連携の下、個別の入浴計画を作成 計画に基づき居室の状況に近い環境で入浴を介助	195				
	リハビリテーション マ ネ ジ メ ン ト 加 算	通所リハマネジメント加算11	560	1 月 に つ き	6,064		
		リハ会議を開催し利用者の状況等を共有し記録			607		
		理学療法士等がリハ計画を利用者等に説明し同意を得て医師に報告			1,213		
		同意日の属する月から6月以内			1,820		
		通所リハマネジメント加算12	240		2,599		
		リハ会議を開催し利用者の状況等を共有し記録	260				
		理学療法士等がリハ計画を利用者等に説明し同意を得て医師に報告	520				
		同意日の属する月から6月超	780				
		通所リハマネジメント加算21	593		6,422		
通所リハマネジメント加算11の要件に加え 厚生労働省に計画書を提出し情報を活用		643					
		1,285					
		1,927					
通所リハマネジメント加算22		273	2,956				
通所リハマネジメント加算12の要件に加え 厚生労働省に計画書を提出し情報を活用			296				
			592				
		887					
通所リハマネジメント加算31	793	8,588					
通所リハマネジメント加算21の要件に加え、管理栄養士を配置 多職種による栄養・口腔アセスメント、リハ・口腔・栄養の情報活用		859					
同意日の属する月から6月以内		1,718					
	2,577						
通所リハマネジメント加算32	473	5,122					
通所リハマネジメント加算21の要件に加え、管理栄養士を配置 多職種による栄養・口腔アセスメント、リハ・口腔・栄養の情報活用		513					
同意日の属する月から6月超		1,025					
	1,537						
通所リハマネジメント加算4	270	2,924					
医師が利用者または家族に説明し同意を得た場合		293					
		585					
		878					
短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	110	1 日 に つ き	1,191				
退院又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを実施	120						
	239						
	358						
認知症短期集中個 別 リハビリテーション 実施加算	240	1 月 に つ き	2,599				
認知症のある利用者に対し、退院又は認定日から 3月以内に個別リハビリテーションを実施 (週2日限度)	260						
	520						
	780						
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	1,250	1 月 に つ き	13,537				
生活行為の内容を充実させるリハビリテーションを計画・実施した場合	1,354						
リハビリテーションマネジメント加算(A)(B)いずれかを算定	2,708						
理学療法士等が居室を訪問し生活行為を評価	4,062						

	サービス内容略称 内 容	合成 単位数	算定 単位	全額(円)			該当 ○
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介護 サ ー ビ ス	若年性認知症利用 者 受入加算	通所リハ若年性認知症受入加算	60	1 日 に つ き	649		
		若年性認知症利用者にサービス提供した場合			65		
					130		
					195		
	栄養アセスメント加算	通所リハ栄養アセスメント加算	50	1 月 に つ き	541		
		管理栄養士1名以上			55		
		栄養アセスメントを実施、利用者等に説明			109		
		厚生労働省に情報を提出し活用			163		
	栄養改善加算	通所リハ栄養改善加算	200	月 2 回 限 度	2,166		
		管理栄養士1名以上			217		
		栄養ケア計画の作成と実施、原則3月以内			434		
		必要に応じ居室を訪問			650		
	口腔・栄養 スクリーニング加算	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	1 回 に つ き	216		
		6か月ごとに口腔・栄養状態について確認、介護支援専門員に情報提供 (6月に1回限度)			22		
					44		
		通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5		54		
		栄養アセスメント加算等を算定し加算Ⅰを算定できない場合 (6月に1回限度)			6		
					11		
	口腔機能向上加算	通所リハ口腔機能向上加算Ⅰ	150	月 2 回 限 度	1,624		
		ST、歯科衛生士又は看護職1名以上			163		
口腔機能改善の為の計画の作成と実施 (原則3月以内)		325					
		488					
通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ1		155	1,678				
加算Ⅰに加え厚生労働省に情報を提出し活用 リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定している場合			168				
			336				
通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ2		160	1,732				
加算Ⅰに加え厚生労働省に情報を提出し活用 リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していない場合			174				
			347				
			520				
中重度者ケア体制加算	通所リハ中重度者ケア体制加算	20	1 日 に つ き	216			
	中重度要介護者の受け入れ体制を構築し リハビリテーションを行った場合			22			
				44			
				65			
科学的介護推進 体制加算	通所リハ科学的介護推進体制加算	40	1 月 に つ き	433			
	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を 厚生労働省に提出し活用			44			
				87			
				130			
送迎減算	通所リハ送迎減算	-47	片 道 に つ き	-509			
	事業所が送迎を行わない場合			-51			
				-102			
				-153			
退院時共同指導加 算	通所リハ退院時共同指導加算	600	一 回 の 退 院 時	6,498			
	医師・リハ職等が退院前カンファレンスに参加 退院時共同指導に参加後サービスを開始した場合			650			
				1,300			
				1,950			
移行支援加算	通所リハ移行支援加算	12	1 日 に つ き	129			
	終了者のうち通所介護等実施者が3%超 リハ回転率27%以上			13			
				26			
	通所介護等の実施状況を確認し記録			39			

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	金額(円)			該当 ○
		内容			1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 サ ー ビ ス	サービス提供体制 強化加算	通所リハサービス提供体制加算Ⅰ	22	1 回 に つ き	238			
		介護福祉士が70%以上			24			
		勤続10年以上介護福祉士25%以上			48			
					72			
	サービス提供体制 強化加算	通所リハサービス提供体制加算Ⅱ	18	1 回 に つ き	194			
		介護福祉士が50%以上			20			
		②勤続7年以上30%以上			39			
		①もしくは②のいずれかに該当	59					
		通所リハサービス提供体制加算Ⅲ	6		64			
		介護福祉士が40%以上			7			
	勤続7年以上の職員割合30%以上	13						
	介護職員等 処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 86/1000	1 月 に つ き				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位の 83/1000						
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位の 66/1000						
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位の 53/1000						

※ 以上のほかに、合計8時間以上の場合には、以下の延長の加算分がかかります。

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	金額(円)			該当 ○	
		内容			1割(円)	2割(円)	3割(円)		
介 護 サ ー ビ ス	延長料金 8時間以上～9時間未満	延1	50	1 回 に つ き	541				
		8時間以上9時間未満のサービス提供			55				
					109				
					163				
	延長料金 9時間以上～10時間未 満	延2	100		1,083				
		9時間以上10時間未満のサービス提供			109				
					217				
					325				
	延長料金 10時間以上～11時間未 満	延3	150		1,624				
		10時間以上11時間未満のサービス提供			163				
					325				
					488				

② 介護予防通所リハビリテーション

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	金額(円)			該当 ○	
		内容			1割(円)	2割(円)	3割(円)		
介 護 予 防 サ ー ビ ス	要支援1	予防通所リハビリ21	2,268	1 月 に つ き	24,562				
		要支援1の場合のサービス提供			2,457				
					4,913				
					7,369				
	要支援2	予防通所リハビリ22	4,228		45,789				
		要支援2の場合のサービス提供			4,579				
					9,158				
					13,737				

	サービス内容略称		合成 単位数	算定 単位	全額(円)			該当 ○
	内 容				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 予 防 サ ー ビ ス	生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	予防通所リハ生活行為向上リハ加算	562	1 月 に つ き	6,086			
		生活行為の内容を充実させるリハビリテーションを計画・実施した場合			609			
		利用開始日の属する月から6月以内			1,218			
					1,826			
	若年性認知症利用 者 受入加算	予防通所リハ若年性認知症受入加算	240		2,599			
		若年性認知症利用者にサービス提供した場合			260			
					520			
					780			
	12月超減算	予防通所リハ12月超減算21	-120		-1,299			
		12月を超えて利用した場合			-130			
					-260			
					-390			
		予防通所リハ12月超減算22	-240		-2,599			
		12月を超えて利用した場合			-260			
					-520			
					-780			
	退院時共同指導	予防通所リハ退院時共同指導	600		1 回 に つ き	6,498		
		医師・リハ職等が退院前カンファレンスに参加			650			
		退院時共同指導に参加後サービスを開始した場合			1,300			
		退院時1回を限度			1,950			
	栄養アセスメント加算	予防通所リハ栄養アセスメント加算	50		1 月 に つ き	541		
		管理栄養士1名以上				55		
		栄養アセスメントを実施、利用者等に説明				109		
厚生労働省に情報を提出し活用		163						
栄養改善加算	予防通所リハ栄養改善加算	200	1 月 に つ き	2,166				
	管理栄養士1名以上			217				
	栄養ケア計画の作成と実施、3ヶ月ごとの評価			434				
	必要に応じ居宅訪問			650				
口腔・栄養 スクリーニング加算	予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	1 回 に つ き	216				
	6月ごとに口腔・栄養状態について確認、介護支援専門員に情報提供			22				
	(6月に1回限度)			44				
	予防通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5		54				
	栄養アセスメント加算等を算定し加算Ⅰを算定できない場合			6				
	(6月に1回限度)			11				
口腔機能向上加算	予防通所リハ口腔機能向上加算Ⅰ	150	1 月 に つ き	1,624				
	ST、歯科衛生士又は看護職1名以上			163				
	口腔機能改善の為の計画の作成と実施			325				
	(原則3月以内)	488						
	予防通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ	160		1,732				
	加算Ⅰに加え厚生労働省に情報を提出し活用			174				
	347							
一体的サービス提供 加算	予通リハ一体的サービス提供加算	480	1 月 に つ き	5,198				
	栄養改善・口腔機能向上サービスを実施し、			520				
	いずれかのサービスを1月に2回以上実施した場合			1,040				
	栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定なし。			1,560				
科学的介護推進 体制加算	予防通所リハ科学的介護推進体制加算	40	1 月 に つ き	433				
	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を			44				
	厚生労働省に提出し活用			87				
				130				

	サービス内容略称		合成 単位数	算定 単位	全額(円)			該当 ○
	内 容				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 予 防 サ ー ビ ス	サービス提供体制 強化加算	予通りハサービス提供体制加算Ⅰ1	88	1 月 に つ き	953			
		要支援1の場合			96			
		介護福祉士が70%以上			191			
		勤続10年以上介護福祉士25%以上			286			
		予通りハサービス提供体制加算Ⅰ2	176		1,906			
		要支援2の場合			191			
		介護福祉士が70%以上			382			
		勤続10年以上介護福祉士25%以上			572			
	サービス提供体制 強化加算	予通りハサービス提供体制加算Ⅱ1	72		779			
		要支援1の場合			78			
		介護福祉士が50%以上			156			
					234			
		予通りハサービス提供体制加算Ⅱ2	144		1,559			
		要支援2の場合			156			
		介護福祉士が50%以上			312			
					468			
		予通りハサービス提供体制加算Ⅲ1	24		259			
					要支援1の場合	26		
					介護福祉士40以上	52		
					勤続年数が7年以上の職員割合が30%以上等	78		
予通りハサービス提供体制加算Ⅲ2	48	519						
		要支援2の場合	52					
		介護福祉士40以上	104					
		勤続年数が7年以上の職員割合が30%以上等	156					
介護職員等 処遇改善加算	予防通所リハ処遇改善加算Ⅰ	所定単位の 86/1000						
	予防通所リハ処遇改善加算Ⅱ	所定単位の 83/1000						
	予防通所リハ処遇改善加算Ⅱ	所定単位の 66/1000						
	予防通所リハ処遇改善加算Ⅳ	所定単位の 53/1000						

※ 負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なります。

(2) 介護保険以外の利用料金

項目	料金	該当
食費(昼食代)	740円	
特別な食事(おやつ代)	100円	
オムツ代	実費	
レクリエーションにかかる費用	実費	
教養・娯楽費	実費	
衛生材料費	実費	
マスク代	実費	

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は一旦全額自己負担額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

* 以上のほかに、合計11時間以上を越える延長の加算等をご請求する場合がございます。

(3)お支払い方法

毎月25日頃に前月分の請求書を送付致しますので、合計額を翌々月の4日に口座引き落としの方法でお支払いください。もしくは、請求書の交付を受けてから10日以内に銀行振り込み・現金支払いでも構いません。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

◆ キャンセル料

サービス利用を中止する場合には、できるだけ早く事業所へお知らせ下さい。利用者様のご都合でサービスを中止する場合、利用日当日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合は1日分の食費相当分(740円)のキャンセル料がかかります。

◆ サービス内容

① リハビリテーション	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による個別リハビリテーションを実施します。
② 送迎	自宅の玄関までお迎えに伺い、お送り致します。
③ 食事	利用者様の状況に沿った温かい食事を提供致します。
④ 生活相談	利用者様及びご家族の日常生活における、介護等に関する相談及び助言を致します。
⑤ 入浴	利用者様の状態に合わせた入浴介助を行います。
⑥ レクリエーション	日常活動プログラムに趣味活動等を取り入れ、心身のリフレッシュを図ります。

◆ サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。通所介護契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2)サービスの終了

① 利用者様の都合でサービスを終了する場合

1週間前の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足又は信頼関係が損なわれる等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了せざるを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し 難しいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了 させていただく場合がございます。

◆ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。また、救急車対応の措置を講じる場合もあります。

◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◆ 事故防止及び発生時の対応方法について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

◆ 当事業所の概要及び特徴

・ 事業の目的及び運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所計画を作成し利用者が必要とする適切なサービスを提供致します。
- ② 利用者またはその家族に対して、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明致します。
- ③ 適切な介護技術をもってサービス提供致します。

・ 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- 二 虐待の防止のための指針を整備します。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告します。
 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

・ ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じます。

・ 事業所の概要

名称	介護老人保健施設にんじん健康ひろば通所リハビリテーション
所在地	東京都国分寺市西元町2-16-40
事業者番号	東京都指定 (1353180019)
サービス提供地域	国分寺市、国立市北1丁目・2丁目、府中市武蔵台2丁目・3丁目
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
定休日	日曜日、12月31日～1月3日(祝日は営業しています)

・ 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	医師	1名(兼務)		施設運営全般(兼務)	1名
医師	医師	1名(兼務)		医学的管理	1名
リハビリ職員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5名		リハビリテーション	5名
介護職員	介護福祉士	2名		食事・入浴・排泄の介助等	5名
	2級ヘルパー・介護初任者研修修了者	4名	1名		
	その他				
ドライバー	運転免許		3名	送迎・乗降介助	3名

・ 事業所の設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 92.5㎡	相談室	1室
送迎車	3台	入浴設備	一般浴・リフト浴あり

◆ サービスご利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡 : 利用曜日によりあらかじめ送迎時間をお知らせ致します。
- ② 体調確認 : 来所時のバイタルチェック及びご家族より聞き取りにて確認します。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更 : 体調不良等によりサービス提供が不可能となった場合、サービスを中止・変更する場合があります。
- ④ 時間変更 : 利用者及び家族のニーズに出来る限り応えています。
- ⑤ 設備・器具の利用 : 体調不良時、静養室の利用や必要に応じ車椅子の対応を致します。

◆ 非常災害対策

- ① 防災時の対応 : 防災時対応マニュアルにより適切に対応します。
- ② 防災設備 : 消火器を施設内に設置し、救急持ち出し用具の設備をしています。
- ③ 防火訓練及び避難訓練 : 実施しています。
- ④ 防火責任者 : 副施設長

◆ サービスのご利用の参考項目

事項	有無	事項	有無
男性介護職員の有無	○	従業員への研修の実施	○
時間延長の有無	○	サービスマニュアルの作成	○
第三者評価の実施状況	無		